

れるものであつて斯事業に對する盡瘁功勞顯著なる個人(四〇人)及團體(一九)を地方長官の内中に基き調査詮議されたものであつて、優良多子家庭の表彰と同じく十五日付を以て當該地方長官に通牒が發せられた。

五、而して被表彰者に對しては厚生大臣の表彰狀及記念品(優良多子家庭の被表彰者に對しては從來同様の額縁、母子保護事業功勞者表彰被に對しては「保育奉公の牌額」日名子實三氏作)を十一月三日明治節の佳節に際し各地方長官を通じ各地方廳に於て傳達される筈である。

六、尙此の機會に於て各地方廳に於ては傳達式後人口増強と母子保護思想の啓發に關し各座談會若は講演會等が開催される豫定であるが國家百年の計は人を植うるに在りと云はれてゐる通、大東亞戰爭下我國が舉國愈、必勝の信念を堅持し、一路大東亞共榮圈の建設に邁進してゐる今日一層其の感を深うするものであつて、厚生省に於て昭和十五年度以降優良多子家庭を表彰してゐるのも、又本年度新に母子保護事業功勞者を表彰することになつたのも畢竟如上人口増強に關する一方途に資せんが爲であつて、被表彰者は勿論、國民一般に於ても倍、人口増強に關する思想の昂揚に關し一段と理解協力を深められんことを切望して止まない次第である。

勞務報國會設立要綱の決定

その總數百二十萬を越ゆる全國日傭勞務者は運輸事業に於ける荷役、諸建設事業に於ける下部勞働、在外工及び工場新設等各種の方面に服務してゐるが、今日

まで之を統制運營する國家的機關を缺ける爲に種々の弊害も生じ、例へば高賃金の爲めに常傭勞務者が日傭に流出するが如きもその一つであつたので、厚生省勞働局に於いては全國府縣別に勞務報國會を結成せしむることとし、昭和十七年九月厚生、内務兩次官連名の各地方長官宛通牒を以てその設立要綱を明示した。之を掲ぐれば以下の如くである。

勞務報國會設立に關する件依命通牒

(昭和十七年九月三十日
厚生省發第九一號)

日傭勞務者は戰時下交通運輸業、土木建築業、工業又は鑛業等の基礎的勞務に従事しつゝあり斯の種勞務の運營如何は延ては國家當面の要たる軍需輸送、生産擴充の遂行にも至大の關聯を有す従つて日傭勞務者の能力を最高度に發揮せしむると共に之が勤勞の育成培養並に適正なる配置を圖るは勤勞動員完遂上喫緊の要務に有之豫て勞務供給業者の團體の結成を促し之が具現方に關し其の協力を得來りたる處今般更に一般の強化を圖る爲に政府に於て決定せる勤勞新體制確立要綱に則り勞務供給業者、日傭勞務者を使用して作業の請負を爲すを業とする者並に其の所屬及使用勞務者とを一丸とする團體を結成し之が勤勞組織の整備を圖り以て國民勤勞の充實發揚を期することと相成り今回別添「勞務報國會設立要綱」を決定候條爾今本要綱に依り實施相成所期の目的達成上遺憾なきを期せられ度依命此段及通牒候也

追て之が全國的團體としての大日本勞務報國會は概ね各道府縣勞務報國會の結成せらるゝを、俟ちて組織する豫定に付此の際取急ぎ之が結成方に付特段の御配相

成度申添候

勞務報國會設立要綱

勤勞新體制確立要綱に基き勞務供給者、日傭勞務者を使用する作業請負業者及日傭勞務者をして勞務報國會を組織せしめ勤勞能力の最高度發揮並に勞務の適正配置を圖り勤勞動員の完遂を期せんとす。

本勞務報國會は大日本産業報國會の一環たるべきものなるも其の特殊性に鑑み別個に之を組織せしめんとするものなるを以て大日本産業報國會と緊密なる聯絡を保ち提携以て産業報國會の實を擧げしむるものとす。

第一 勞務報國會の種類

勞務報國會は大日本勞務報國會、道府縣勞務報國會とすること

第二 大日本勞務報國會

一、構成員 道府縣勞務報國會

二、目的

本會は大日本産業報國會と緊密なる聯絡の下に業者(勞務供給業者)並に日傭勞務者を使用する作業請負業者を指稱す(以下同じ)並に其の所屬及使用勞務者の産業報國會運動を全國的に實施統轄し日傭勞務者の適正なる配置を圖り勤勞動員の完遂を期するを以つて目的とすること

三、事業

- (一) 産業報國會精神の昂揚に關する事項
- (二) 國民動員への協力に關する事項
- (三) 道府縣勞務報國會の指導統轄に關する事項
- (四) 勞務報國會會員の教育訓練其の他能率發揮に關する事項

- (五) 福利厚生及生活指導に關する事項
- (六) 其の他必要なる事項

第三 道府縣勞務報國會

一、構成員

- (一) 業者
- (二) 業者に所屬する勞務者
- (三) 業者に使用せらるゝ勞務者

二、目的

本會は大日本勞務報國會の指導の下に道府縣に於ける業者並に其の所屬及使用勞務者の産業報國運動を實施統轄し日僱勞務者の適正なる配置を圍り勞務動員の完遂を期するを以つて目的とする事

三、事業

- (一) 産業報國精神の昂揚に關する事項
- (二) 國民動員への協力に關する事項
- (三) 勞務報國會會員の教育訓練其の他能率發揮に關する事項
- (四) 福利厚生及生活指導に關する事項
- (五) 其の他必要なる事項

四、道府縣勞務報國會支部

- (一) 道府縣勞務報國會の下に必要に應じ支部を設けること
- 支部の區域は國民職業指導所の管轄區域に依るを原則とするも地方の實情に應じ他の區域に設けることを得ること
- (二) 支部は道府縣勞務報國會と其の會員との中間組織にして道府縣勞務報國會の組織單位にあらざるものとする事
- (三) 支部は其の運営に付關係警察署長及國民職

業指導所長の指導を受くること

五、運営の要領

- (一) 大日本勞務報國會の指導統轄を受け道府縣産業報國會と緊密なる聯絡の下に運営すること
- (二) 本會は其の本来の目的に鑑み會員一體國家目的に邁進するものとし本會の活動をして眞に勞務行政への自主的協力機構たるの實を擧げしむること

勞務報國會の鍊成に就いて(厚生省當局談)

業に政府に於きましては高度國防國家體制の完成、國家生産力の増強が國民勤勞の充實發揚に俟つところ大なるものあるに鑑み「勤勞新體制確立要綱」を樹立し爾來着々之が實施に努めて參つたのであります。が現に工場、鑛山等に於ては産業報國運動が展開せられ其の實を擧げつゝあるのであります。然るに今回之が體制の整備を圖ることに致しました日僱勞務者に就きましては殆ど確たる組織も結成せられざる儘今日に至つたのであります。而して是等勞務者は現在交通運輸、土木建築、工鑛業等の分野に於て或は軍需生産に或は軍需輸送に従事するは勿論其の他各方面に於ける基礎的勞務面を擔當して居るのであります。従ひまして之が能力の發揚如何は延ては國家當面の要請たる生産擴充、國民生活の安定にも至大の關係を有するのであります。今般厚生省に於きましては斯る實情に鑑み勞務供給業者、作業請負業者並に日僱勞務者を打つて一丸とする勞務報國會の結成を圍り其の組織の發刺たる活動に依つて國

家の基調勞務たるの實を擧げしむることに致したのであります。而して本組織の實現せんとする具體的目標は

- 一、確固たる勤勞精神の確立を基調とする勤勞能力の充實發揚
 - 二、國民動員完遂の爲の適正なる勞務配置にあるのであります。關係方面に於ては政府の意の有るところを體せられまして速かに其の組織を整備し其の内容を充實して所期の目的達成に邁進せられんことを切望する次第であります。
- 尙、厚生省に於て今般決定を見た準則を掲げれば左の如くである。

道府縣勞務報國會々則準則

- 第一條 本會は〇〇道府縣勞務報國會と稱す
- 第二條 本會は事務所を〇〇に置く
- 第三條 本會は地方官廳に協力し大日本勞務報國會の指導の下に會員の産業報國運動を實施統轄し、日僱勞務の適正なる配置を圍り、勤勞動員の完遂を期するを以つて目的とす
- 第四條 本會は前條の目的を達するため左の事業を行ふ
 - 一、産業報國精神昂揚に關する事項
 - 二、國民動員への協力に關する事項
 - 三、勞務報國會々員の教育訓練其の他能率發揮に關する事項
- 四、福利厚生、生活指導に關する事項
- 五、其の他必要なる事項

第五條 本會は左の者を以つて之を組織す

一、甲種會員 勞務供給業者及日傭勞務者を使用し
て作業の請負を爲すを業とする者

二、乙種會員 前號の勞務供給業者の所屬勞務者及
作業請負業者の使用勞務者

第六條 本會に左の役員を置く

會長

副會長

顧問

參與

理事

監事

評議員

幹事

二名

若干名

〃

〃

〃

〃

〃

(内若干人を常任とす)

第七條 會長は〇〇道府縣知事の職に在る者を推戴す

副會長は〇〇道府縣主管部長及學識經驗ある者の中
より會長之を委嘱す

其の他の役員は關係官廳職員、勞務報國會關係者及
學識經驗ある者の中より會長之を委嘱す

第八條 會長は本會を代表し會務を總理す

副會長は會長を輔佐し會長事故あるときは其の職務
を代理す

顧問は重要會務に付會長の諮問に應じ又は意見を述
ぶるものとす

參與は重要會務に參與す

理事は理事會を構成し重要會務を審議す

常任理事は會長を輔佐し常務を掌理す

評議員は評議員會を構成し重務を評議す

監事は會の會計を監査す

幹事は會長の旨を承け一般會務を處理す

第九條 役員は任期は二年とす但し再任を妨げず

官吏にして役員たる者の任期は其の在職期間とす

補缺により任期満了後と雖も後任者の就任する迄仍
其の職務を行ふものとす

第十條 本會の會議を分ちて評議員會及理事會とす

會議は必要に應じ會長之を招集す

第十一條 評議員會に附議すべき事項左の如し

一、歳入歳出豫算に關する事項

二、歳入歳出決算に關する事項

三、會則の變更に關する事項

四、其の他會長に於て必要と認めたる事項

第十二條 理事會に附議すべき事項左の如し

一、事業計畫其の他重要會務に關する事項

二、評議員會に附議すべき事項

三、其の他會長に於て必要と認めたる事項

理事會は評議員會に附議すべき事項にして急施を要
するものの代決を爲すことを得

第十三條 議事に關する規定は別に之を定む

第十四條 本會の事務を處理する爲必要な職員を置
く

第十五條 本會は必要により職能別部會を置くことを
得

第十六條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

第十七條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

第十八條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

第十九條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

第二十條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

第二十一條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

第二十二條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

第二十三條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

第二十四條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

第二十五條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

第二十六條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

第二十七條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

第二十八條 本會は必要なる區域に支部を置くことを得

第十七條 本會の經費は會費、補助金、寄附金其の他
の收入を以つて之に充つ

會費に關する規定は別に之を定む

第十八條 本會は評議員會の議を経て特別會計を設く
ることを得

第十九條 本會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌
年三月三十一日を以つて終る

第二十條 本則の施行に必要な事項は會長別に之を
定む

第二十一條 將來本則の條項を變更せんとするときは
評議員會の議を得て大日本勞務報國會々長の承認を
受くるものとす

〇〇道府縣勞務報國會〇〇支部規則

第一條 本支部は〇〇道府縣勞務報國會〇〇支部と稱す

第二條 本支部の事務所を〇〇に置く

第三條 本支部は〇〇管内の〇〇道府縣勞務報國會々
員を以つて組織す

第四條 本支部は〇〇道府縣勞務報國會の統轄の下に
同會々則第四條の事業を行ふ

第五條 本支部に左の役員を置く

一、支部長

二、副支部長

三、相談役

四、理事

五、監事

六、評議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

七、幹事 若干名

第六條 支部長は支部會員中より〇〇道府縣勞務報國會長之を委嘱す

支部長は支部を代表し支部事務を總理す

第七條 副支部長は支部會員中より支部長の推薦に基き〇〇道府縣勞務報國會長之を委嘱す

副支部長支部長を輔佐し支部長事故あるときは其の職務を代理す

第八條 相談役は支部會員關係官廳職員及學識經驗ある者の中より支部長之を委嘱す

關係警察署長及國民職業指導所長は常任相談役とす 相談役は重要なる支部事務を輔導す

第九條 理事は支部會員及會員及關係官廳職員及學識經驗ある者の中より支部之を委嘱す

理事は理事會を構成し重要會務を審議す 常任理事は支部長を輔佐し常務を掌理す

第十條 監事は關係官廳職員及支部會員中より常任相談役の承認を得て支部長之を委嘱す

監事は支部の會計を監査す

第十一條 評議員は支部會員、關係官廳職員及學識經驗ある者の中より常任相談役の承認を得て支部長之を委嘱す

評議員は評議員會を構成し重要なる支部の事務を評議す

第十二條 幹事は支部會員、關係官廳職員及學識經驗ある者の中より支部長之を委嘱す

幹事は支部長の旨を承け支部事務を處理す

第十三條 役員は任期は二年とす但し再任を妨げず官吏にして役員たる者の任期は其の在職期間とす

補缺により就任したる役員は前任者の残任期間とす

役員は任期満了後と雖も後任者の就任する迄其の職務を行ふものとす

第十四條 本支部の會議を分ちて理事會及評議員會とす

會議は常任相談役の承認を得て必要に應じ支部長之を召集す

第十五條 評議員會に附議すべき事項左の如し

- 一、豫算に關する事項
- 二、決算に關する事項
- 三、支部規則の變更に關する事項
- 四、其の他支部長に於て必要と認めたる事項

第十六條 理事會に附議すべき事項左の如し

- 一、事業計畫其の他重要なる支部事務に關する事項
- 二、評議員に附議すべき事項
- 三、其の他支部長に於て必要と認めたる事項

理事會は評議員會に附議すべき事項にして急施を要するものの代決を爲すことを得

第十七條 議事に關する規定は別に之を定む

第十八條 本支部に必要な職員を置くことを得

第十九條 本支部の經費は〇〇道府縣勞務報國會の交付金を以つて之を充つ

第二十條 本會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日を以つて終る

第二十一條 本則の施行に關し必要なる事項は別に之を定む

第二十二條 將來本則の條項を變更せんとするときは評議員會の議を経て常任相談役、〇〇道府縣勞務報

國會長の承認を受くるものとす

農林省の昭和十七年度第一回米豫想收穫高の發表

本昭和十七年度の第一回米收穫高は昭和十七年十月六日農林省より左の如く發表された。

昭和十七年度米豫想收穫高

本年の稻作附面積は三百十八萬千六百七十四町五反にしてこれを前年作附面積に比すれば三四四五町三反(一毛)を減少せり。しかして九月二十日現在における豫想收穫高は六千七百三十萬千二百十石にしてこれを前年實收高に比すれば千三百二十二萬三千三十九石(二割二分二厘)を、前五ヶ年平均實收高に比すれば三百八十七萬八千六十一石(六分一厘)を増加せり。

蓋し本年の稻作は苗代時期の氣候概ね不順なりしも移植期における天候概して適順にして東北地方の一部を除きては移植は順調に行はれたり、しかして移植後においては六月中下旬より高温多照にして適雨に恵まれ稻の生育一般に良好なりしも七月に入りて關東以西の地方においては寡雨のため一部に旱魃を示せる地方を生ぜり、しかるに八月上旬より幸に時々降雨あり、かつ氣温上昇し日照また多かりしため一部地方の陸稻に著しき旱害を見たるものありしも全國的に稻の生育旺盛、莖葉強健にして分蘗數また多く良好なる生育を遂げつゝありたり、偶、八月下旬颶風來りその被害九州及び中國の數縣に及び局部的には相當の被害を蒙れるものありしも本年は一般に病虫の被害少くまた稻作初期よりの撓まざる官民一致の努力により前記の如き豫